

# 「横越地域の農業の振興に関する計画」に係る農業振興の達成状況の検証結果について

新潟市 農林水産部 農林政策課

## 1. 「横越地域の農業の振興に関する計画」について

「横越地域の農業の振興に関する計画」は、同地域における農業振興施策として横越農業振興地域整備計画を補完することを目的に、農業振興地域の整備に関する法律（農振法）施行規則第4条の5第1項第27号に基づいて策定した計画（27号計画）です。

農振法では、土地改良事業等完了後8年を経過していない農地については、農用地区域から除外できないこととされていますが、当該計画に「地域農業の振興に資する施設」として位置付けられた施設の用地については例外的に除外が可能とされています。

## 2. 定期的な検証について

27号計画に位置付けられた施設については、当該施設が地域の農業の振興に寄与しているか否かについて、関係機関の意見を聴いたうえで定期的に検証し、市ホームページ等で公表することとされています。

## 3. 対象施設及び検証内容について

令和5年4月末時点

番号	施設の種類	面積 (㎡)	農振計画 変更時期	農業振興の 方策・効用等	検証結果	目標達成 の状況
1	農産物加工 物流工場及び 農産物直売所	9,242.29	平成30年 4月	安心・安全な食料 の供給と収益性の 高い農業を確立す ることにより、地 域農業の振興を 図る。	青果物の取り扱い は目標を大きく上 回っており、未達の 目標についても実績 の伸びが見られるこ とから、取り組みは 評価できる。 農産物加工流通工 場としての稼働も適 切になされており、 今後も引き続き、地 域農業振興への積極 的な関与と目標達成 に向けて取り組む事 を確認した。	一部達成